

— 選挙管理委員会及び選挙規約 —

第1章 選挙管理委員会

- 第1条 選挙管理委員会は生徒会総務役員及び会計監査委員の選挙を管理し、選挙に関する一切の業務を行う。
- 第2条 本委員会は各学級より1名選出された委員により構成する。その中より委員長、副委員長、書記を各1名ずつ互選する。
- 第3条 本委員会の任期は一斉委員会において委員会が成立してから1か年とする。但し、欠員が生じた場合は当該学級より再選出する。
- 第4条 本委員会委員は当該選挙での被選挙権はもたない。さらに応援等の責任者になることもできない。

第2章 選挙

- 第5条 立候補届出は、締切日投票日2週間前とし、役職の立候補者が定員に満たない場合にのみ再度受付を行い、締切日は投票日1週間前とする。
- 第6条 投票にあたっては、選挙管理委員会委員がこれに立ち会う。投票は無記名、秘密投票とする。
- 第7条 当選は、その役職についての立候補者中、高票数順によって定める。なお立候補者が定員に等しい場合、または定員に満たない場合は信任投票を行う。
- 第8条 欠員が生じた場合は、3週間以内に本規約にそって再選挙を行うことができる。
- 第9条 選挙細則は、必要に応じて本委員会が発議し、代表評議委員会で決定する。